

	積算者	検算者	作成年月日
			令和3年2月19日

工事名称

令和3年度 消防本部・富岡消防署建設工事基本設計業務委託

設計書

工事場所 … 富岡市田島地内

工事期間 … 令和3年4月15日～令和4年1月31日

設計書

金額設計書

名称		内容	数量	単位	単価	金額	摘要
1	事務所棟		1.0	式			
2	車庫棟		1.0	式			
3	訓練棟 A		1.0	式			
4	訓練棟 B		1.0	式			
5	土地収用法認定申請業務		1.0	式			
	合計						
	消費税相当額		10.0	%			
	合計		1.0	式			

令和3年度 消防本部・富岡消防署建設工事基本設計業務委託仕様書

第1章 総則

本設計業務は、平成31年国土交通省告示第98号による業務とし、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成31年改定）に基づき、また、別添の富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部が策定した「消防本部・富岡消防署庁舎建設基本方針」の内容を熟知のうえ、業務を行うこと。

第2章 業務概要

1 建設場所 富岡市田島33番地6付近

2 設計施設 消防本部・富岡消防署

3 業務内容

(1) 基本設計業務

ア 建築：基本設計（庁舎及び車庫、訓練塔他）

イ 土木：敷地及び駐車場設計、外構設計等

ウ 設備：電気設備基本設計（指令系設備含む）

機械（空調・給排水衛生）設備基本設計（自家用給油設備含む）

(2) 土地収用法事業認定申請業務

土地収用法第3条第1項第31号に規定する施設の建設に係る事業認定申請業務

4 履行期間 令和3年4月15日から令和4年1月31日

5 設計と条件

(1) 敷地条件

ア 敷地面積 約7,700㎡

イ 用途地域 都市計画区域内 無指定地域

(2) 設計施設条件

項目／用途	事務棟	車庫棟	訓練塔A	訓練塔B
設計種別	新築	新築	新築	新築
延べ(床)面積	約1,600㎡	約500㎡	約200㎡	約100㎡
構造・規模	RC造3階建	S造1階建	RC造5階建	S造2階建
耐震安全性分類				
構造体	第Ⅰ類	第Ⅰ類	第Ⅱ類	第Ⅱ類
建築非構造部材	A類	A類	A類	A類
建築設備	甲種	甲種	甲種	甲種

6 管理技術者等の資格要件

管理技術者、主任技術者の資格要件は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による 1 級建築士とする。

7 工事費用

設計提案による。

第 3 章 業務仕様

1-1 基本設計業務

基本設計について、次の業務を行うこと。

(1) プラン作成

監督員と協議のうえ、複数の素案を作成すること。

(2) 基本設計書の作成

ア 設計要旨

イ 計画概要として、意匠、構造、電気設備、換気設備、給排水衛生設備、ガス設備及び外構等について記載したもの（工法・材料等の比較検討を含む）

(I) 建築（総合）

①仕様概要書 ②仕上げ表 ③面積表及び求積図 ④敷地案内図 ⑤配置図（外構を含む） ⑥平面図（各階） ⑦断面図 ⑧立面図（各面） ⑨矩計図（主要部） ⑩計画説明書 ⑪工事費概算書 ⑫日影図 ⑬各種技術資料 ⑭色彩計画（内外装）

(II) 建築（構造）

①基本構造計画案 ②構造計画概要書 ③仕様概要書 ④工事費概算書 ⑤各種技術資料

(III) 電気設備

①電気設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④配置図 ⑤各階平面図 ⑥各設備系統図 ⑦各種技術資料

(IV) 換気設備

①換気設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④配置図 ⑤各階平面図 ⑥各設備系統図 ⑦各種技術資料

(V) 給排水衛生設備

①給排水衛生設備概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④配置図 ⑤各階平面図 ⑥各設備系統図 ⑦各種技術資料

(VI) ガス設備工事

①ガス設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④配置図 ⑤各階平面図 ⑥各設備系統図 ⑦各種技術資料

(VII) 外構工事

①外構計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④配置図（駐車区画含む） ⑤各種技術資料

(Ⅷ) その他

①防災計画概要書 ②工事工程説明書 ③その他監督員が指示する資料

(Ⅸ)透視図外観全景

2方向から透視図を作成し、データ(PDF)納品すること。

ウ コスト縮減の考察

例：技術基準・新技術の活用等の根拠を明らかにする。また、イニシャルコスト・ランニングコストを算出しライフサイクルコストを明らかにする、等

エ 環境配慮に関する考え方

例：CASBEE 評価、LCC02 削減、日影の影響、騒音など

オ 施設に導入する機能および規模の精査

カ 施工・施設管理上の注意事項

キ その他提案等(使用材料・備品他)

(3) 本業務に関係する建築基準法令及び関係規定、消防法令、都市計画法令、環境保全等の諸法令、その他監督員の指示する法令に基づく必要な手続き、打合せ

(4) その他、監督員の指示する資料の作成

1-2 土地収用法事業認定申請業務

土地収用法事業認定申請について、次の業務を行うこと。

(1) 申請書類の作成業務

土地収用法第16条の規定に基づく事業認定を受けるため必要な申請書類を基本設計業務の成果(図書)等を用いながら作成する。

(2) 申請に係る関係機関との調整

申請内容に不備等が無いよう、群馬県など関係する機関に確認を取りながら業務を進めること。

(3) 申請書類の補正業務

申請書類について、補正の指示があった場合は、適切に見直しを行うこと。

(4) 申請書類の完成時期

契約締結後、直ちに業務に着手し、本契約の終期を待たず、出来る限り速やかに本業務を完了させること。

2 適用図書

原則として、次に掲げる図書に基づき設計を行うものとする。なお、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の最新版によること。

- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事積算基準の解説

- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計指針
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備数量積算基準・同解説
- ・ 電気設備の技術基準
- ・ 内線規定
- ・ その他、監督員の指示する図書

3 業務実施上の条件

主たる業務分野である「総合分野」の業務は再委託することができないものとする。
なお、「構造分野」「電気分野」「機械分野」及び監督員が認めた場合はこの限りでない。

4 業務の施行

- (1) 受託者は、監督員の指示に従い、本業務に必要な調査を行い、また関係法令に基づいて遂行するものとする。
なお、地盤調査については別委託のため、完了後に成果品を貸与する。
- (2) 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、監督員と打合せを行うものとする。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに監督員へ報告し、承諾を得なければならない。
- (4) 発注者は必要に応じ、受託者へ資料を貸与する。
- (5) 設計図書の様式、設計図の縮尺等は監督員の指示を受けなければならない。
- (6) 打合せ、会議、資料作成等に用いる消耗品費、交通費等に要する経費は、全て受託者が負担すること。
- (7) 本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に充分配慮すること。

5 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義のあるときは監督員と協議しなければならない。

6 諸届手続き

受託者は、発注者が行う諸届のための必要資料の作成及び手続きに協力しなければならない。

7 管理技術者および照査技術者の選任について

管理技術者と照査技術者をそれぞれ選任すること。

管理技術者および照査技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

8 手続き書類の提出

(1) 受託者は、本業務に着手するときに、次の手続き書類を提出し、承諾を得なければならない。

- ア 課税（免税）事業者届出書
- イ 管理技術者選任通知書
- ウ 照査技術者選任通知書
- エ 業務工程表
- オ 業務一部再委託承認願
- カ 設計担当者名簿及び履歴書、協力技術者名簿並びに事務所経歴書
- キ その他、監督員の指示する書類

(2) 受託者は、本業務が完了したときは、業務完了報告書を提出しなければならない。

9 成果品の提出

受託者は、本業務が完了したときに、遅滞なく次に掲げる成果品を提出しなければならない。

(1) 前記 1 設計業務に関する成果品

- ア 基本設計書
- イ 基本設計図
- ウ 各計算書
- エ CAD データ
- オ 透視図

(2) 打合せ議事録

(3) 各会議議事録

(4) その他、監督員の指示によるもの

10 貸与資料

発注者は、次の資料を受託者に貸与する。

(1) イメージ図（配置図等）

(2) その他、監督員が必要と認めた資料

11 成果品の著作権

成果品の著作権は発注者に帰属することとする。また、受注者は成果品を発注者の許可

無く他に利用、公表、貸与できないものとする。

12 検討会・説明会等の運営支援

検討会・説明会等の運営支援について、次の業務を行うこと。

(1) 次に掲げる検討会等の運営支援※を行うこと。

なお、回数に変更が生じた場合の変更設計は行わないものとする。

ア 庁内検討会（3回程度）

イ 住民、関係団体、市議会説明会（各1回程度）

ウ 意見聴取に係る会議（2回程度）

エ その他必要となる会議（5回程度）

※運営支援の内容

会議への出席・会議資料の作成・意見集約・議事録および公表資料の作成等。

なお、資料印刷費は受注者が負担することとする。

(2) 市民向け広報物作成に係る支援

13 重要事項説明

受託者は、発注者に対し、建築士法第24条の7に基づき、契約に先立って、契約の内容及びその履行に関する事項の説明を、書面をもって行うこと。

14 書面の交付

受託者は、契約を締結したときは、発注者に対し、建築士法第24条の8に基づく書面を交付すること。ただし、同法第22条の3の3により書面を相互に交付して契約を行った場合はこの限りでない。

15 その他

(1) この仕様書に記載されていない事項については、監督員と協議して定める。

(2) 公共建築設計業務委託共通仕様書の調査職員は、監督員と読み替える。

(3) 成果物の製本方法、CADデータ等の保存形式やレイヤー構成は別途監督員と協議する。

消防本部・富岡消防署
庁舎建設基本方針

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合
消防本部

(平成 28 年 12 月庁舎建設基本方針より抜粋)

目 次

1	新消防庁舎建設にあたっての基本方針	1
(1)	住民の安全・安心な暮らしを支える拠点としての庁舎	1
(2)	人と環境にやさしい庁舎	1
(3)	使用するすべての人が利便性を享受する庁舎	1
2	新消防庁舎の基本構想	1
(1)	庁舎の基本構造等	1
(2)	庁舎の基本仕様	1
(3)	各施設の基本的な仕様	2
①	執務スペース	2
②	車庫スペース	3
③	生活スペース	4
④	本部スペース	6
⑤	共通スペース	7
⑥	訓練施設	7
⑦	その他	8

1 新消防庁舎建設にあたっての基本方針

新庁舎建設後、使用期間を50年と想定したなかにおいて、以下に記す方針を取り入れた新庁舎建設を実施する。

(1) 住民の安全・安心な暮らしを支える拠点としての庁舎

火災や救急への出場体制に万全を期すのはもとより、地震等の大規模災害発生時においても迅速な消防活動が行えるよう機能を維持する耐震性、安全性、耐久性を兼ね備えた庁舎。

(2) 人と環境にやさしい庁舎

車両の排気ガス対策や救急活動に伴う感染防止対策等、従事する職員の健康と安全に配慮するとともに、環境負荷を減少させるための省エネルギー対策の実施等ランニングコストの低減を図った経済性の高い庁舎。

(3) 使用するすべての人が利便性を享受する庁舎

ノーマライゼーションの観点から、ユニバーサルデザイン等を取り入れた誰もが庁舎使用時に利便性を享受できる庁舎。また、急速に進歩するICT化への対応や日々高度化する消防戦術、救助及び救急活動に的確に対応するための各種訓練施設等の充実した庁舎。

2 新消防庁舎の基本構想

(1) 庁舎の基本構造等

消防本部富岡消防署併設：本部32名 署員47名体制

敷地面積：5,000㎡～7,000㎡

建築面積：概ね1,111㎡以下

延床面積：概ね2,089㎡以下

構造体：庁舎棟 RC造3F 車庫棟 S造1F

耐震性能：構造体区分 1類 用途係数 1.5

付帯施設：訓練塔A 鉄骨組み5階建て

訓練塔B 鉄骨組み2階建て（1階部分壁面囲い）

地下式防火水槽 40t・消火栓

ガレージ 普通車区分10台

ホース乾燥塔（訓練塔併用）

(2) 庁舎の基本仕様

庁舎管理及び消防業務が効率的かつ効果的に運営できるよう、基本的な仕様を以下に示す。

- ① 建設費の抑制を考慮し、工期等の短縮が可能な工法及び材料を採用すること。
- ② 庁舎管理が容易で、光熱水費等ランニングコストの軽減が計れる諸設備を取り入れること。
- ③ 出場隊員と来庁者との交錯の軽減、出場時の効果的な経路の確保等職員の動線を最大限考慮した各施設の配置とすること。
- ④ 庁舎棟の内装材は、地元の造林木部材等を使用することにより職員及び来庁者があたたかみを感じることできる仕様とすること。

- ⑤ 外観は、建設地の特性を生かしつつ景観条例等に配慮した住民に親しまれるものとする
こと。
- ⑥ 敷地内には、非常招集時の職員参集を考慮し配置人員数分の駐車スペースならびに訓練
スペース（訓練塔設置部含む）を確保すること。
- ⑦ 大規模災害時、ライフラインの寸断を想定し自家用発電機、自家用給油所、高架水槽等
の自給施設を設置すること。

(3) 各施設の基本的な仕様

建設予定の各消防庁舎内施設について、基本的な仕様を下記のとおり示す。

① 執務スペース

ア 待機室

各種出場報告書の作成、自己研修、来庁舎の対応等当務員の中心的な活動施設であり、
次の要件を満たすこと。

- ・ 明るい開放感のある部屋となるよう、方位や窓等の採り方に配慮すること。
- ・ レイアウト変更が容易となるようOAフロアを採用すること。
- ・ 事務室と車庫を結ぶ動線の幅員や経路を優先的に配慮した配置とすること。
- ・ 住民からの相談や各種届出等进行处理するための受付窓口、相談コーナーを設けること。
- ・ 指令機器端末、複合機等のOA機器の設置スペースを確保すること。
- ・ 台帳や報告書等を保管する書庫あるいは書棚を事務室に接して配置すること。
- ・ 事務用品等の収納庫あるいは収納棚を事務室に接して配置すること。

イ 署長室

消防署の長としての執務室であり、接客的な要素も考慮しながら次の要件を満たすこ
と。

- ・ 応接機能を考慮した仕様とすること。
- ・ 長時間災害対応を考慮し、洗面台及び簡易ベッドを設置すること。

ウ 指揮作戦室

災害時対策会議の実施、災害時の指令機能、たかさき共同指令センター使用不能時の
119番通報受信機能等、多角的な指揮活動の拠点とするため次の要件を満たすこと。

- ・ 遠隔制御装置、災害モニター等指令機器の適正な配置をすること。
- ・ 作戦会議用円卓、椅子の設置。
- ・ レイアウト変更が容易となるようOAフロアを採用すること。

エ 室内訓練室（富岡消防署のみ）

救急実技訓練や体力錬成等の訓練を実施するための施設であり、次の要件を満たすこ
と。

- ・ 訓練を実施するうえで、容易に破損しない内部構造とし弾力性かつ安全性が保たれる
こと。（壁面の突起物の排除等）
- ・ 筋力トレーニング用機器の設置。

② 車庫スペース

ア 車庫

消防本部庁舎にあつては消防車両 12 台が配置できるスペースを有し、次の要件を満たすこと。

- ・ 災害発生時、安全かつ容易に車両が出場できるよう、車庫と前面道路の間に可能な限り空間を確保すること。(概ね 10m 以上)
- ・ 床面から梁下までの高さは、最低限 5 m 以上確保すること。
- ・ 車庫の前後から車両が出入庫出来るように、開口部にオーバースライダーを設けること。(時間をかけず容易に開閉でき、故障の少ないもの。)
- ・ 排気ガスを効率的かつ容易に排出できる構造、または装置を設置すること。
- ・ ドア開放時、車両間で干渉しないよう余裕のあるスペースを確保すること。また、車両と壁面間も同様とすること。
- ・ 車庫前面に、車両 1 台分(概ね 4 m 程度)の下屋を展張し雨天時の作業スペースを確保すること

イ 出動準備室

災害出場時、防火衣や装備を着装するためのスペースであり、次の要件を満たすこと。

- ・ 回転式ロッカー(2 連 4 人用)を必要数設置すること。
- ・ 入口は待機室と直通または隣接する配置とし、出口は車庫へ直通する配置とすること。
- ・ 防火衣等着装時、隊員同士が干渉せずまた車庫への移動時に余裕のある動線となるよう、必要なスペースを確保すること。

ウ 救急消毒室救急出場後、血液等の付着により感染の恐れがある救急資器材の除染、洗浄及び消毒処置を施すための施設であり、次の要件を満たすもの。

- ・ 救急隊帰署後、車庫から最短距離でストレッチャー等を移動し室内で洗浄できるよう配置すること。
- ・ 庁舎棟と消毒室の間に前室を設け、手洗い消毒器等を設置し感染の拡大防止を図ること。
- ・ 出入り口のドアは、手を触れることなく容易に開閉できる仕様とすること。
- ・ ストレッチャー(寸法: 2,100mm×900mm程度)の洗浄スペースを設け、ホースリールで延長可能なシャワー栓による洗浄が可能とすること。なお、洗浄部床には排水溝を設けること。
- ・ 2 槽式流し台(1 層は深型)を設置すること。また、滅菌作業を行う作業台を設置すること。
- ・ 洗濯機及び乾燥機を設置すること。
- ・ 天井部にフィルター付き換気扇を設置すること。

エ 救急物品庫

各種救急用品、訓練用シミュレーター、消毒用薬品等の収納庫として、次の要件を満たすもの。

- ・ 消毒室に隣接して設置すること。
- ・ 天井を張り、換気設備を設け衛生面に配慮した仕様とすること。
- ・ 薬品、救命処置用品等が倒落、またこれに伴う液漏れ等が発生しないよう保管が出来る仕様とすること。また、薬品が容易に持ち出せないよう一部収納部に施錠ができる仕様とすること。

オ 油庫

非常用燃料（ガソリン及び軽油）、灯油、車両用オイル等の少量危険物その他を貯蔵する施設であり、次の要件を満たすこと。

- ・ 車庫内に面して設置すること。
- ・ 危険物の貯蔵に係る関係法令を遵守した構造ならびに仕様とすること。

カ 倉庫

緊急消防援助隊資器材、各種救助用資機材、消火用ホース等の保管スペースであり、次の要件を満たすこと。

- ・ 車庫内に面して設置すること。
- ・ 天井スラブ上は、救命用ゴムボート、庁舎補修資材等の比較的大きな物品を保管できるスペースとし、その搬出を容易にできる設備（ホイスト等）を設置すること。
- ・ 出し入れが容易で、重量物に耐えうる強固な収納棚等を設置すること。

キ タイヤ庫

配置車両分の普通タイヤ及びスタッドレスタイヤを、季節ごとに入れ替え保管できるスペースであり、次の要件を満たすこと。

- ・ 車庫内に面して配置すること。
- ・ 各種タイヤサイズに合わせた出し入れが容易となる構造のラック、収納棚等を設置すること。

ク 充填室（富岡消防署のみ）

空気ボンベの充填及び保管のためのスペースであり、次の要件を満たすもの。

- ・ 車庫内に面して配置すること。
- ・ 高圧ガス保安法等関係法令を遵守した構造とすること。
- ・ バウアーコンプレッサー、ボンベ収納棚を設置すること。

ケ 乾燥室

消火活動、訓練等で通水し濡れた防火衣を乾燥するスペースとなり次の要件を満たすもの。

- ・ 天井部に、濡れた防火衣をつるしたハンガーが掛けられるように鉄棒等を設置すること。
- ・ 乾燥に必要な温風が出せる装置等を設置すること。
- ・ 通気性を考慮した配置、構造とすること。

③ 生活スペース

ア 仮眠室

当務員の仮眠及び個人用ロッカーを設置するスペースとなり、次の要件を満たすこと。

- ・ 隔日の当務員が、2人で一日おきに交互に1部屋を使用する。
- ・ 原則として個室とし、インフルエンザ等の感染防止を図ること。
- ・ 車庫への動線は、安全かつ容易に移動できる配置とすること。
- ・ 収納機能付きベッドを設置すること。
- ・ 出入り口の扉は施錠不可とし、開閉時音の出ない構造とすること。
- ・ 施錠付2人用ロッカーを設置すること。

イ 食堂

当務員及び消防本部庁舎にあっては本部職員が調理及び食事をするためのスペースとなり、次の要件を満たすこと。

- ・ 家庭的な雰囲気を感じることでできる内装材を使用すること。
- ・ 床及び壁の内装材は、汚れ等が容易に落とせる素材を使用すること。
- ・ 床面は防水仕様とすること。
- ・ 当務員（消防本部庁舎にあっては本部職員含む）が座れる椅子及び机を必要数設置すること。
- ・ 厨房設備一式を設置すること。

ウ 談話室

当務員が休憩時間に親睦を図るための役割と、非常招集時下番者の仮眠スペースを兼ねる施設となり、次の要件を満たすこと。

- ・ 食堂に面して配置すること。
- ・ 非番招集者が仮眠用に布団が敷けるよう、16畳程度の和室とすること。
- ・ 仮眠用布団が収納できるスペースを設置すること。

エ 浴室・洗面室

災害出場や訓練等、当務員が汚れた体を清潔に保つための機能を有し、次の要件を満たすこと。

- ・ 浴室は、一人用ユニットタイプとすること。
- ・ 脱衣所は、湿気等により腐食が発生しない材料を使用し、耐久性があり衛生的な構造とすること。
- ・ 洗濯機及び乾燥機を2セット設置すること。
- ・ 6人用洗面台及び衛生物品収納棚を59名分設置すること。

オ 女性施設

女子職員用の各施設を1区画に集約、女子専用生活スペースとして男子職員と交わらない配置とし、次の要件を満たすこと。

- ・ 仮眠用個室を2名分設置すること。（施錠付）
- ・ 浴室（ユニットバス）及び脱衣所を設置すること。
- ・ 洗濯機及び乾燥機を1セット設置すること。
- ・ 洗面台及び衛生物品収納棚を4名分設置すること。

④ 本部スペース

ア 事務室

総務、予防、警防各課の執務、来庁者の対応窓口ならびに各種届出の受付処理等を行うスペースとなり、次の要件を満たすこと。

- ・ 明るい開放感のある部屋となるよう、方位や窓等の採り方に配慮すること。
- ・ レイアウト変更が容易となるようOAフロアを採用すること。
- ・ 住民からの相談や各種届出等処理するための受付窓口、相談コーナーを設けること。
- ・ 執務スペースと来庁者スペースの間に、適宜カウンターを設置すること。

イ 消防長室

消防行政の長としての執務スペースであり、接客及び保秘要素の高いことから、次の要件を満たすこと。

- ・ 事務室に面して配置をすること。
- ・ 出入り口は、接客用及び本部職員用の二カ所を設け、室内から施錠が可能となる仕様とすること。
- ・ 応接機能を考慮した仕様とすること。
- ・ 長時間災害対応を考慮し、洗面台及び簡易ベッドを設置すること。

ウ 書庫

各種台帳、報告書、保秘文書等を貯蔵するスペースであり、次の要件を満たすこと。

- ・ 事務室に面して配置すること。
- ・ 可動式書架を設置できるよう、床の耐荷重を考慮すること。
- ・ 一部施錠可能な書棚を設置すること。

エ 物品庫

事務用品、生活用品、貸与品等を収納するスペースであり、次の要件を満たすこと。

- ・ 物品の出し入れが容易となる構造のラック、収納棚を設置すること。
- ・ 湿気により、物品にカビが繁殖しないよう換気効率の良い構造及び配置、または換気設備を取り入れること。

オ 文書室

印刷機、複合機、FAX等のOA機器類を集約して設置するスペースとなり、次の要件を満たすこと。

- ・ 各種OA機器を、効率的に配置し作業性を高めるレイアウトを考慮すること。
- ・ 本部と署の物品やり取り用の連絡箱（収納棚）を設置すること。

カ 講堂（大会議室）

職員研修、防火管理者講習、普通救命講習等不特定多数の使用を想定したスペースであり、次の要件を満たすこと。

- ・ プロジェクター等の映像及び音響設備を設置すること。
- ・ 仕様用途に応じ、室内中央部に間仕切りができるよう可動式パーテーションを設置すること。

- ・ 椅子、机等の収納庫を設置すること。

キ 会議室

所属長会議、各種部会等小規模な会議を開催するスペースとなり、次の要件を満たすこと。

- ・ 20名程度の会議を想定した椅子、机等の配置を考慮すること。
- ・ ホワイトボード等の筆記設備を設置すること。

ク 休憩室

本部職員の休憩室及び非常招集時の仮眠スペースとなり、次の要件を満たすこと。

- ・ 16畳程度の和室ならびに布団収納スペースを設置すること。
- ・ 給湯室を併設すること。

ケ ロッカー室

本部職員のロッカー室であり男性用、女性用を区分したうえで、次の要件を満たすこと。

- ・ 男性用18名分の防火衣が収納可能な大型ロッカーを設置すること。
- ・ 女性用3名分の防火衣が収納可能な大型ロッカーを設置すること。
- ・ 女性用2名分の普通ロッカーを設置すること。

⑤ 共通スペース

ア 廊下及び階段等

- ・ 出場時の来庁者との交錯、緊急車両までの経路及び幅員等有事の際の動線に最大限配慮したレイアウトとすること。
- ・ 階段下等、デッドスペースやニッチスペースを収納等に有効活用すること。
- ・ 本部庁舎にはEVを設けること。

イ 機械室

空調機械、受変電設備、自家用発電機設備等を設置するスペースで、次の要件を満たすこと。

- ・ 省エネルギータイプを取り入れ、メンテナンスが容易な設備とすること。
- ・ 自動運転のほか、署待機室及び本部事務室からも運転制御ができる設備とすること。
- ・ 自家用発電機は、72時間以上運転が可能な能力を有すること。

ウ 便所

- ・ 男性用便所は、大便器2、小便器3、手洗い台2を基本とし、各階に設置すること。
- ・ 女性用便所は、大便器2並びに手洗い台2を基本とし各階に設置すること。
- ・ バリアフリー型を各階に設置すること。

⑥ 訓練施設

ア 訓練塔A

高さ20m程度の鉄骨組み5階建てとし、次の要件を満たすこと。

- ・ 訓練項目としてロープ登はん、ロープ応用登はん、はしご登はん、またロープブリッジ渡過及びロープブリッジ救出のスタート部に対応する施設とする。

- ・ 1部壁面は地上から最上部まで窯業系サイディングボード張りとし修理、交換が容易な構造とすること。
- ・ 最上部まで通じる屋外階段を設置すること。
- ・ 救助技術指導会設定マニュアルに準拠した設備等を強固に取り付けること。

イ 訓練塔B

高さ7m程度の鉄骨組み2階建て並びに屋上スラブに鉄骨組み訓練設備を設けた施設であり、次の要件を満たすこと。

- ・ 1階部分を壁面で囲い、屋内進入訓練用の燃焼室を設けること。
- ・ 一部壁面にベランダを設置し、一部壁面は地上から屋上スラブまで窯業系サイディングボード張りとし修理、交換が容易な構造とすること。
- ・ 2階床面に立坑訓練用の密閉型マンホールを取り付けること。
- ・ 引揚げ救助訓練用設備を設置すること。
- ・ 鉄骨組み部分にロープブリッジ救出訓練等の折り返しスペースを設けること。
- ・ 安全ネット収納部を設けること。
- ・ 救助技術指導会設定マニュアルに準拠した設備等を強固に取り付けること。

⑦ その他

ア ガレージ棟

- ・ 消防本部敷地内に、緊急車以外の車輛を保管するガレージを設置すること。

イ 防火水槽及び消火栓

- ・ 近隣火災への対応、放水訓練等に活用するため各庁舎敷地内に40tの防火水槽及び消火栓を設置すること。

ウ 集中施錠装置

- ・ 隊員出場後の防犯対策として、集中管理型の施錠システムを設置すること。

エ ホース乾燥塔

- ・ 通水後の消火用ホース10～20本を吊り上げる能力を有する電動式の吊り上げ装置(リフター)を訓練塔に併設すること。